

改正少年法のインパクト

—特集の企画趣旨説明にかえて—

武内謙治

1 本企画の趣旨

本企画では、2021年に改正された少年法（以下「改正法」）のうち理論上、運用上の重要問題を検討する。

「少年法等の一部を改正する法律案」は、第204回通常国会に提出され、2021年5月21日に参議院本会議で可決され、成立した（公布日は同年5月28日。令和3年法律第47号）。改正法の施行日は、2022年4月1日とされている。

改正法は、民法上の成年年齢や公職選挙法上の選挙権年齢の引下げを受け、18歳以上20歳未満の者の少年法・刑事法上の扱いを改めている。これまで少年法は、20歳未満の者を「少年」として、家庭裁判所が調査や審判を行った上で、保護処分を課すなどする形で、少年法・刑事法上特別な扱いを行ってきた。改正法は、20歳未満の者を少年法上の「少年」とすることを維持する一方で、18歳および19歳の少年を「特定少年」とし、特例を設けて、他の年齢層の少年とは異なる扱いをするようにしている。具体的には、次の通りである。

①犯罪の嫌疑がある以上全ての事件を家庭裁判所に送致しなければならないという全件送致主義を維持し¹⁾、検察官は事件を家庭裁判所に送致しなければならないものとし、②家庭裁判所は、特定少年を少年保護手続の対象とし保護処分を課す。他方、③特定少年には、犯罪のおそれを理由に介入する虞犯規定を適用せず、④18歳および19歳の者の事件について検察官送致の対象事件を拡

大する。検察官送致の対象を罰金以下の事件にも拡大するとともに、いわゆる「原則逆送」制度の対象を死刑または無期もしくは短期1年以上の自由刑にあたる罪の事件に拡大する。さらに、⑤特定少年に対する家庭裁判所の処分は「犯情の輕重」を考慮して相当な限度を超えない範囲内において決定しなければならないものとする。保護観察や少年院収容の期間も、これらの処分決定時に併せて決定しなければならないものとする。⑥少年の刑事事件に関する特例を検察官送致後は原則として適用しないものとする。特定少年には、不定期刑の制度や資格制限の緩和の制度を適用せず、推知報道の禁止規定も公判請求された事件について適用しないものとする。

本企画がこうした改正少年法の重要な問題を法施行を前にして検討する理由は、次の点にある。

第一に、今般の法改正は、法が明示する部分に限定しても、家庭裁判所送致から調査・審判、保護処分、刑事手続、刑事処分、推知報道の禁止や資格制限に至るまで、広い領域にかかわりをもっている。そのいずれも、理論のみならず実務運用上も重要な問題となることが予想される。

第二に、改正法は、法が明示していない部分にも影響を及ぼす可能性をもつ。改正法は、18歳および19歳の者を「特定少年」として少年法上の少年と位置づける一方で、幅広い領域で特定少年に関する特例を置いている。法改正のプロセスの節目節目で示されてきた案では、18歳および19歳の者の法的な位置づけが大きく変遷している。それだけに、改正法において特定少年をいかに位置づ

1) もっとも、改正法は、特定少年につき罰金以下の事件も検察官送致の対象に含めるようによることと関連させて、罰金以下の事件を司法警察員が家庭裁判所に直接送致する制度（41条）を特定少年に適用しないものとしている（67条）。